

熊本県公報

第 1 1 4 7 2 号
平成 18 年 10 月 25 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入の同意の承認 (岱明加入区)..... (団体支援総室) 1
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 1
- 自転車歩行者専用道路の指定..... (") 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工政策課) 2
- "..... (") 2
- 開発行為工事完了..... (建 築 課) 3
- 県営土地改良事業計画の変更..... (農村計画・技術管理課) 3
- "..... (") 3
- 第 35 回採石業務管理者試験合格者..... (産業支援課) 4
- 平成 18 年度熊本県准看護師試験の実施..... (医療政策総室) 4
- 宅地建物取引業法の規定による行政処分のための聴聞の実施..... (建 築 課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県立美術館利用規則の一部を改正する規則..... (文 化 課) 6
- 熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則..... (") 6
- 熊本県環境影響評価審査会の会議の開催..... (環境影響評価審査会) 6
- 熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則..... (社会教育課) 6

告 示

熊本県告示第 1079 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。) 第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 10 月 25 日熊本県告示第 836 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 10 月 24 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

岱明加入区

熊本県告示第 1080 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219 号	球磨郡球磨村大字渡丙字中園又 369 番 3 地先から 同 所 369 番 3 地先まで	16	

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 25 日

熊本県告示第 1081 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般県道	湯前人吉自転車道線	球磨郡湯前町字下松下	4.7 ～ 7.2	346.5
		648 番 4 地先から 同 所		
		616 番 3 地先まで	5.0 ～ 7.2	122.2
		球磨郡多良木町大字多良木字松下		
		1211 番 地先から 同 所		
		1218 番 2 地先まで		

2 指定する期日 平成 18 年 10 月 25 日

公 告

熊本県公告第 773 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
セキアヒルズ
玉名郡南関町大字関村上床 1556-5 外
- 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 15 年 7 月 1 日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
承継前 福南開発株式会社
福岡県大牟田市旭町三丁目 3 番 3 号 代表取締役 江口 幸子
承継後 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
営業所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 3 号
支配人・不動産管理部長 山崎 暢之
- 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
民事再生法に係わる資産譲渡のため
- 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
17,984 平方メートル
- 届出年月日
平成 18 年 9 月 1 日

熊本県公告第 774 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
あらおシティモール
荒尾市緑ヶ丘一丁目 1 番地 1
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

- 変更前 24,954 平方メートル
 変更後 27,810 平方メートル
- (2) 駐輪場の位置及び台数
 変更前 360 台
 変更後 460 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 変更前 802 立方メートル
 変更後 1,277 立方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 変更前 633 平方メートル
 変更後 390 平方メートル
- 変更前 2ヶ所
 変更後 3ヶ所
- 3 変更する年月日
 平成 19 年 6 月 5 日
- 4 変更する理由
 消費者へのニーズに対応するため、娯楽施設を家電量販店に改装
- 5 届出年月日
 平成 18 年 10 月 4 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
 平成 18 年 10 月 25 日から平成 19 年 2 月 25 日まで

熊本県公告第 775 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は、工区に含まれる地域の名称及び面積
 (2 工区)
 水俣市汐見町一丁目 97 番 2 の一部
 411.07 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 水俣市汐見町一丁目 4 番 1 号
 江口建設工業株式会社

熊本県公告第 776 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大口地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
 変更後の県営大口地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成 18 年 10 月 26 日から平成 18 年 11 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
 宇城市役所

熊本県公告第 777 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、農用地の保全、区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
 変更後の県営宇城東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、農用地の保全、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間

- 平成 18 年 10 月 26 日から平成 18 年 11 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
宇城市役所、美里町役場

熊本県公告第 778 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 の規定に基づく第 35 回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号

7
8
13
16
20
28
29

熊本県公告第 779 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、平成 18 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時
平成 19 年 2 月 16 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1-100
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 19 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成 19 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 保健師助産師看護師法第 21 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者（平成 19 年 3 月までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
 - (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、保健師助産師看護師法第 21 条第 4 号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
 - (1) 受付期間
平成 19 年 1 月 4 日（木）から平成 19 年 1 月 11 日（木）まで
受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
郵送の場合は、平成 19 年 1 月 11 日（木）までの消印のあるものを受け付ける。
 - (2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部医療政策総室又は各地域振興局保健福祉環境部（保健所）
郵送の場合は、120 円切手を同封し熊本県健康福祉部医療政策総室へ請求すること。
 - (3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。
 - (4) 提出書類等
 - ア 平成 18 年度熊本県准看護師試験申込書
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - (ア) 4 の受験資格（1）、（2）又は（3）に該当する者で修業又は卒業した者は、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成 19 年 3 月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
 - (イ) 4 の受験資格（4）に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。

- ウ 受験料
6,900 円（申込書の所定の欄に熊本県収入証紙をはること。）
- (ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出するものは、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。
- (イ) 試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。
- (5) 受験票の交付
受験票は、平成 19 年 2 月 2 日（金）までに郵送により交付する。
なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医療政策総室看護班まで問い合わせること。
- (6) 試験申込書の記入上の注意点
試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。
- ア 試験申込書に記入する氏名は、戸籍（外国人の場合は、外国人登録証明書）に記載されている文字を使用すること。
- イ 写真は、試験申込み前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票にはり、写真票の所定の事項を記入すること。
- ウ 受験票の裏面には、50 円切手をはること。ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手をはること。
- 6 合格者の発表
試験の合格発表は、平成 19 年 3 月 14 日（水）午前 10 時に県庁行政棟本館 1 階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部（保健所）にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
また、合格者には郵送等により通知する。
電話による試験結果の問い合わせには応じない。
- 7 口頭による個人情報の開示請求
この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。
- (1) 開示を行う期間 合格発表の日から 1 か月間
- (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
- (3) 開示を行う内容 総合得点
※本人であることを証明するために、受験票を持参すること。
- 8 試験問題、正答、不適切問題における公表について
- (1) 公表期間 合格発表の日から 2 週間
- (2) 公表手段 県ホームページ
- 9 その他
4 の受験資格（1）、（2）又は（3）に該当する者で、修学見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものについては、平成 19 年 3 月 5 日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- 10 問い合わせ先
熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
電話 096-333-2206

熊本県公告第 780 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成 18 年 11 月 1 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室
- 3 被聴聞者
商 号 株式会社奥羽興産
代表者氏名 代表取締役 奥羽 徹也
事務所所在地 熊本県熊本市水前寺 4-41-1
免許証番号 熊本県知事（2）第 4127 号
免許年月日 平成 16 年 10 月 25 日

登載依頼

熊本県立美術館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 25 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第14号

熊本県立美術館利用規則の一部を改正する規則
熊本県立美術館利用規則（昭和51年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同項ただし書を次のように改める。
ただし、入館できるのは閉館時刻の30分前までとする。
附 則
この規則は、平成18年11月1日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年10月25日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第15号

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成3年熊本県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項中「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同項ただし書を次のように改める。
ただし、入館できるのは閉館時刻の30分前までとする。
附 則
この規則は、平成18年11月1日から施行する。

熊本県環境影響評価審査会公告第3号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。
平成18年10月25日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時
平成18年10月31日（火）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ2階「ひばり」
- 3 審議内容
(1) 「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年10月25日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第16号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則
熊本県立図書館利用規則（昭和60年熊本県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
第3条中「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同条第2項中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。
附 則
この規則は、平成18年11月1日から施行する。